

## 第1条（本ガイドラインの適用範囲）

1. 本ガイドラインは、以下に定める『東雲にこ』を構成する著作物（以下「本コンテンツ」といいます。）を題材とした二次創作活動（次項に定義します）に適用されます。
  - ・一般社団法人全日本サッセン協会 出雲支部（以下「当支部」といいます）に権利が帰属する『東雲にこ』を構成する画像、映像、キャラクター、シナリオ、音声、音楽全般。
2. 本ガイドラインにおいて、「二次創作活動」とは、『東雲にこ』に新たな創作性を加え、新たな著作物（以下「二次創作作品」といいます。）を創作する活動を明示します。即ち、本コンテンツをそのまま複製する行為は、二次創作活動にはあたりません。

## 第2条（総則）

『東雲にこ』の二次創作活動を行うためには、あらかじめ本ガイドラインのすべてをお読みいただき、本ガイドラインに同意頂く必要がございます。

本ガイドラインに同意を頂けない場合には、『東雲にこ』の二次創作活動を行うことはできません。

本ガイドラインの内容に沿う形であれば、『東雲にこ』の二次創作活動及び二次創作作品の公開についての当社への申請や連絡は不要です。本ガイドラインを守って、二次創作活動をお楽しみください。

## 第3条（利用条件）

1. 有償無償に関わらず、営利目的での利用をしないこと。（コラボレーションは対象外とする）
2. 本コンテンツをそのまま二次的に利用しないこと。
3. 一般社団法人全日本サッセン協会または、出雲支部公式と詐称しないこと、または公式と誤認されるような活動・記載を行わないこと。
4. 『東雲にこ』のイメージを損なう、公序良俗に反する、社会的な許容限度を超える行為をしないこと。
5. 他者の誹謗中傷につながる行為をしないこと。
6. 当支部から二次創作活動及び二次創作作品の利用中止の要請があった場合には、遅滞なくその利用を中止すること。

## 第4条（当支部による二次創作作品の紹介）

当支部（当支部には、当支部が指定した第三者が含まれます）は、事前に制作者の方に連絡のうえ、ホームページやSNS等において二次創作作品を公開或いは、その他の方法で紹介する場合があります。

## 第5条（頒布について）

コミックマーケットやインターネットを利用した同人誌や二次創作グッズの頒布等、みなさまの趣味の範囲内の活動であれば、二次創作作品を頒布することについて、当社は営利目的とはみなしません。しかし、趣味の領域を超えた事業活動として行ってはならないものとします。

当支部は、生産数量、販売価格、作品の性質等の諸要素を総合的に判断して、社会通念上、ファン活動ではなく事業活動に該当すると判断した場合には、その活動を差し止めさせていただきます。

## 第6条（その他の注意事項）

1. 二次創作活動や二次創作作品が本ガイドラインに違反しているか否かは、当支部の判断に従うものとします。
2. 当支部は、本ガイドラインの内容を、予告なく変更する場合があります。当社は、本ガイドラインの変更によって生じる如何なる損害についても、一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。
3. 当支部は、本ガイドラインに基づく本コンテンツの利用について、『東雲にこ』が第三者の権利を侵害していないことを含め、いかなる保証もいたしません。二次創作活動は、あくまでも自己責任でお楽しみ頂きますようお願いいたします。  
また、第三者間での二次創作活動をめぐる何らかのトラブルが発生した場合でも、当支部は一切の責任を負いかねます。
4. 本ガイドラインの規定内容にかかわらず、当支部が必要と判断した場合には、利用者に対し、個別に本コンテンツの利用の中止を求めることがあります。なお、これにより発生した損害について、当社は一切の責任を負いませんので、予めご了承ください。
5. 二次創作活動をお楽しみいただくにあたっては、日本の法律を準拠法とさせていただきます。

